

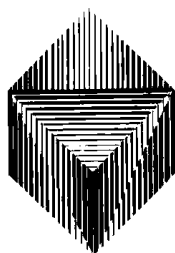
現代銀行會計

現代會計教育研究

土屋卓治

現代銀行會計

現代會計教育研究会編
土屋卓治 他著



多賀出版

〈著者略歴〉

土屋卓治（つちやたくじ）

大正11年 8月生まれ

昭和17年 東京商科大学卒業

昭和17年 北支那開発就職，同年，兵役に従事

昭和26年 東京学芸大学に勤務

昭和28年から東京都立の高等学校に奉職、その
間多くの商業高等学校に勤務。東京都立第一
商業高等学校校長を最後に退職

現 在 専修大学商学部勤務

原田礼介（はらだれいすけ）

昭和16年 7月生まれ

昭和39年 東京大学卒業

同 年 日本長期信用銀行入行

現 在 同行事務部参事役

都丸侑也（とまるじゅんや）

昭和22年 5月生まれ

昭和46年 東京教育大学卒業

同 年 ㈱東京銀行協会入社

現 在 同協会手形信用部調査役

現代銀行会計

1983年 9月 1日 印刷

1983年 9月10日 発行

編 者 現代会計教育研究会

著 者 土 屋 卓 治 他

発行者 多 賀 省 次

印刷者 柳 瀬 二 郎

製本者 高 橋 幸 三

発行所 多賀出版株式会社

〒102 東京都千代田区飯田橋 3-2-12

山田ライオンビル 2 F

電 話 : (262)999644

振替口座 : 東京8-84518

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

昭和工業写真印刷所／美行製本

ISBN4-8115-2096-3 C1034

ま え が き

明治維新以後、日本の産業経済の発展に、直接寄与したものの1つに金融機関の活動がある。その活動は、社会公共性が大変に強いので、これを内容的に規制し、その処理を画一化する企てが早くからあった。その1つが銀行会計である。銀行会計は、その後、社会経済の内容の変貌、規模の拡大にともない理論的にも、技術的にも進歩がみられた。

特に、昭和40年以後の日本経済の発展、拡大にともない、銀行の取引量が増大したのに呼応して、処理技術の合理化、機械処理運動が生じた。店頭の事務処理、手形交換処理等の機械化が急速に実施されたのがこの時期である。このため銀行会計の集計・計算・記帳面の迅速化・単一化が具現化した。この現象がきわめて著しいため、それにともなう理論やその他、為替、交換、決算等に関する理論まで単一化したかの錯覚的議論が発生している。

この傾向は、この2～3年強い。しかしながら、経済・財政・金融の姿は複雑化の傾向をたどり、銀行会計理論も多岐になり、その重要さは、いやましていると考えられる。

今回、本書を出版せんとした目的は、かかる実態を踏まえて、次のごとくである。

- (1) 理論構造について考察すること。
- (2) 昭和40年後半から商業高等学校の実践科における金融機関の取扱方法に関する指導書が少なくなっているためこれを補充する役割を果たすこと。
- (3) 金融各方面の資料をできるだけ取り入れて、大学の教材として活用できること。

本書の執筆の分担は次の通りである。

2 まえがき

土屋卓治 第1章～第4章、第11章～第15章

原田礼介 第5章～第8章

都丸侑也 第9章～第10章

また、資料の収集等でご協力をお願いした山口良之、松宮孝夫、前島尚、高田靖夫、小林進、白沢美喜男、鷹觜正二、石崎章夫の諸氏に心よりお礼を申し上げます。

最後に、この本を編集するため長い期間にわたりご協力願った多賀出版の多賀省次社長のご厚意に感謝したい。

昭和58年7月

土屋卓治

目 次

第1章 総 論

第1節 銀行会計の沿革	3
第2節 銀行の業務	5

第2章 銀行会計の特色

1 現金式仕訳法	13
2 勘定科目、財務諸表	13
3 監督官庁からの監督指導	17
4 銀行会計と事務処理の合理化	18

第3章 現金式仕訳法と伝票

1 現金式仕訳法	23
2 伝 票 会 計	24
3 日 記 帳	27

第4章 預 金

第1節 預金の意義	33
第2節 預金の種類	35
1 当 座 預 金	36
2 その他の諸預金	40
3 預金利子諸税	46
〔練習問題〕	49

第5章 貸 出

第1節 貸出業務の概要	53
1 貸 出 の 形 態	53

2 目 次

2 長期貸出と短期貸出	59
3 資金使途	59
4 貸出利率	59
5 担 保	62
6 事務処理の流れ	67
第2節 計理処理	78
1 勘定科目	78
2 手形割引	80
3 手形貸付	82
4 証書貸付	83
5 債務保証	84
6 その他（貸出共通）	85
第3節 貸出事務の機械化	86
1 起票・記帳事務の機械化	86
2 期日管理とセンター一括処理	86
3 取引先に関する情報の一元化	87
〔練習問題〕	87

第6章 資金操作

第1節 資金操作の概要	95
1 コール取引	95
2 手形売買取引	96
第2節 計理処理	98
1 勘定科目	98
2 計理処理例	99
〔練習問題〕	101

第7章 内国為替

第1節 内国為替の概要	103
1 内国為替の歴史	103
2 内国為替の意義	103

3 内国為替の種類	104
4 事務処理の流れ	106
第2節 計理処理概要	114
1 本支店取引	114
2 他店為替取引	116
第3節 内国為替事務の現状	124
1 全国銀行データ通信システム	124
2 振込センターの概要	126
3 手形センターの概要	127
〔練習問題〕	129

第8章 外国為替

第1節 外国為替の概要	133
1 隔地間取引	133
2 外国為替公認銀行	133
3 相 場	134
4 為替ポジション	135
5 事務処理の流れ	135
第2節 計理処理概要	146
1 勘定科目	146
2 仕向送金	147
3 被仕向送金	149
4 輸 出	150
5 輸 入	151
6 T/C, CASH	154
第3節 外国為替事務の機械化	156
1 機械化以前の事務	156
2 事務センター制	156
3 機 械 化	156
4 外国為替円決済制度	157
5 SWIFT	157

第9章 手形交換

第1節 手形交換の概要	161
1 手形交換と手形交換所	161
2 参加銀行	164
3 交換証券	169
4 手形交換事務処理の機械化	170
第2節 手形交換の手続	175
1 交換持出手続	175
2 立会交換の手続	180
3 東京手形交換所の交換手続	191
4 夜間交換、期日手形準備交換	204
5 手形返還手続	206
6 交換違算金の清算手続	209
第3節 手形交換の記帳	210
1 交換持出手形の記帳	211
2 交換持帰手形の記帳	212
3 交換尻の記帳	212
4 不渡手形の記帳	213
5 交換違算金の記帳	213
6 取引例と起票	214

第10章 付随業務

第1節 付随業務の概要	217
第2節 代理業務の記帳	217
1 株式払込金受入代理事務	218
2 株式配当金支払代理事務	219
3 公社債および国債の元利金支払代理事務	220
4 国庫金の出納事務	223
5 取引例と伝票	224

第3節 貸付有価証券取引の記帳	226
1 貸付有価証券取引の意義	226
2 貸付有価証券取引の記帳	226
3 取引例と伝票	227
第4節 保護預り、貸金庫の記帳	227
 第11章 株式と調度	
1 株式	229
2 調度	230
 第12章 照合事務	
1 勘定照合事務	233
2 端末機による記帳・集計・締切事務	235
3 総勘定元帳締切事務	236
 第13章 決算（予備手続）	
第1節 決算の意義	241
第2節 銀行会計（決算）の特質	242
1 経理処理の原則	243
2 資産評価および償却	243
3 諸引当金および準備金の繰入れ	244
4 外貨建資産および負債の経理処理	244
5 資本的支出等についての処理	244
第3節 決算手続	245
1 各営業店の決算手続の内容	245
2 本部の決算手続の内容	245
3 営業店と本部会計の決算処理の関連	246
第4節 具体的手続の仕組み	247
1 固定資産の整理	247
2 見越し、繰延勘定等の整理	247

6 目 次

3 引当金と準備金の設定	253
--------------------	-----

第14章 決算（本手続）

1 総勘定元帳の締切り	263
2 繰越日記の作成と総勘定元帳への転記	265
3 補助簿の締切り	265
4 決算諸表の作成	266
5 本支店未達事項の整理	270
6 本支店の純損益の合併と処分	273
7 勘 定 科 目	274

資 料

1 銀行法（抄）	279
2 銀行の経理基準	289
3 当座勘定規定	292
4 当座勘定貸越約定書	296
5 普通預金規定	297
6 総合口座取引規定	299
7 通知預金規定（証書式）	303
8 現行金利一覧	304
9 為替手数料一覧（例）	305
10 銀行取引約定書	305
11 東京手形交換所規則（抄）	310
12 東京手形交換所規則施行細則（抄）	316
13 為替決済規程（抄）	320
14 譲渡性預金規定	323
15 定期預金規定（証書式）	324

索 引	325
-----------	-----

現代銀行會計

第1章 総 論

第1節 銀行会計の沿革

銀行の歴史は、すこぶる古い。銀行とは Bank という。これは、Banco という言葉から出たもので、Banco は、通貨を交換する台という意味であるとされる。銀行の発展は、社会経済、産業の発展と帰をいつにするものである。

世界で一番古い銀行は^(註1)、14世紀頃とされ、日本で一番古いのは、江戸時代の両替商である。三井・鴻池等の両替商が、今日の日本の銀行の創始である。

これらの企業のいわゆる収入の額、支出の額を計算・集計・整理する仕事を会計というとするれば、会計の歴史も銀行の歴史とともに古いものといえる。

今日でこそ、企業の種類に適応する会計処理を分けて、商業会計、工業会計、銀行会計等というが、企業の創々期の会計処理は、出資者または、委託者に対する責任を明確化のためにする計算処理であったと思われる。

同時に、扱う商品の管理簿、働く人の管理簿、賃金の支払帳簿も責任の明確化のためのものである。これらの発生の歴史は中世、イタリアに発生したイタリア簿記の中に見られる。イタリア簿記は、西暦1320年頃に、発生したといわれる。文献に現われたもの^(註2)の創始的なものは、外国での文献は1494年（コロンブスが米大陸を発見した2年あと）にイタリアで Lucas Pacioli (1445-1494) により書かれ印刷された。「Summa de Arithmetica, Geometria, Proportioni et proportionalita」であるとされている。

これは、今日の簿記会計の基本原則と銀行会計の基本をある程度示しているが、その後幾多の変遷をへて今日の各種の簿記会計に発達してきた。日本における簿記書は、福沢諭吉(1834-1901)が1873年に書いた全四巻からなる「帳合の法」という本である。

これは、Bryant and strattonの著書「Common School Bookkeeping」の訳本である。この「帳合の法」は前の2巻が単式簿記、後の2巻は複式簿記に関するものである。

銀行会計に関する文献としては1873年に出版された Alexander Allan Shand (1844-1930) の「銀行簿記精法」がある。

この本は、当時、明治新政府の政策として日本各地に産業振興のため設立した国立銀行の経理を指導するために作られたものである。

Alexander Allan Shandが大蔵省紙幣寮書記官として、銀行関係者に口述した「事務ならびに簿記手続に関するもの」の翻訳書とされている。その後、産業経済の発展につれ、企業の規模も大きくなり、同時に内容も複雑になるにつれて簿記会計も変化し、充実して今日にいたっている。他方、この発展充実にすこぶる貢献したものは学校制度の充実である。明治8年に設立された商法講習所から始まり、商業学校、高等商業学校、商業関係の大学への変遷は簿記会計教育の発展に寄与している。これらの学校の教育課程において絶えず重視されてきている科目が、簿記会計科目である。

簿記会計の種類は多く、かつ多岐にわたっている。しかし、今日、銀行会計の現実には、必ずしも陽の目をみていない。今日銀行会計の必要性は各金融機関において十二分に認識されている。その計算、集計の分野はコンピューターに譲っている面はあるが、企業経営上必要な資料作成に果たす簿記会計の任務は益々重要度を増している。

また、作成された財務諸表を分析し、活用する能力は、銀行会計の教育の中において培養される比率が大きい。にもかかわらず文部省の学習指導要領高等学校編^(注3)における「銀行簿記」の取扱いに変化がみられるのは遺憾である。すなわち、昭和54年の教育課程の改訂では銀行簿記は、簿記会計群から削除された。もちろん、商業簿記でも簿記会計Ⅰ・Ⅱ・Ⅲをまとめ簿記会計Ⅰ・Ⅱと集約されている。

(注1) A.C Littleton : Structure of Accounting Theory p.1.

(注2) A.C Littleton : Structure of Accounting Theory p.3, p.5.

(注3) 昭和54年改訂文部省学習指導要領

第2節 銀行の業務

今日の日本で銀行業を営む機関は、法^(註1)の定めるところにより、中央銀行(日本銀行)、民間金融機関、政府の金融機関とされている。民間金融機関には、商業銀行、長期金融機関、中小企業金融機関、農林漁業金融機関、保険会社等があり、政府の金融機関には、日本輸出入銀行、日本開発銀行等と金庫(国民金融金庫等)その他(郵便局等)がある。

また、商業銀行は、普通銀行、外国系銀行に分け、普通銀行は、都市銀行、地方銀行に分類する^(註2)。

これらの金融機関は、その設立目的により種々の違いはあるが、日本の産業経営の発展、庶民の生活維持向上のため、大いに貢献をしてきている。銀行は、具体的には資金を調達し、それを、国家社会のために役立たせるように運用し、概括的にみて調達資金に対する預金利子と、運用によって得られる貸付金利息等との差額によってその経営を維持発達させているのである。

銀行は、銀行法第5条の規定により株式会社でなくてはならないとされ、さらに、同条により資本金の最低額が定められている。この条文が示すところの株式により調達される資本金と預金や借入金として集められる資金等に対する安全確保の責任と、金融の円滑化、社会経済の健全なる発展に資するために行う資金運用に対する責任のため、銀行は、法的にも、社会的にも大いなる規制をうけている。

すなわち、昭和56年に改正をみた銀行法の各条文、大蔵省銀行局による各種の業務運営指導基準たとえば大口融資規制^(註3)、配当制限^(註4)(昭和57年度より多少緩和されたが)、各種金利制限^(註5)、各種準備金^(註6)の積立等、株式会社を基準とするための商法等の規制^(註7)等枚挙にいとまがない。

銀行業は、以上のような預金業務・貸出業務の他に銀行法第10条で、為替取引業務、その他付随業務の範囲を定められている。

付随業務については、旧銀行法では、第5条で他業禁止の規定を設け、担保附社債信託法により担保付社債に関する信託業務および「保護預り其ノ他ノ銀

行業ニ付随スル業務」以外の業務を営むことができないと簡単に取扱っていたが、新銀行法では、第10条2項において、次のように規定している。銀行は前項各号に掲げる業務（預金、貸付または手形割引、為替に関する業務）のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。①債務の保証又は手形の引受、②有価証券の売買、③有価証券の貸付、④国債、地方債もしくは政府保証債の引受けまたは、当該引受けに係る国債等の募集の取扱い、⑤金銭債権（譲渡性預金証書等）の取得又は譲渡、⑥地方債又は社債その他の債券の募集の受託、⑦銀行その他金融業を行う者の業務の代理、⑧国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い、⑨有価証券、貴金属その他の物品の保護預り、⑩両替。

従来の5項目の規定を、10項目に変えたのは、昭和2年以後の日本経済の変化にともない、銀行業の業務の変化を示すものと思う。半世紀になる金融業の質、量における変化と、それに対応する銀行業務の変化は注目に値するものがある。ことに昭和30年代からの事務処理上の改革はすさまじいものがある。今後の銀行業は、銀行法第1条2項の規定にある自主的な努力への期待と、証券会社、郵便局との業務上の、競り合いが大きな問題となってゆくであろう。

ちなみに、1981年度における、都市、地方銀行、証券会社、郵便局、その他の金融機関（相互銀行、信用金庫、商工中金、信用組合、労働金庫、農林中金、信農連等）の店舗数の統計を示す（日銀、昭56年経済統計年報より）。

銀行数（都市、地方あわせて） 9,005店

郵便局 22,428店

証券会社 2,106店

その他の金融機関 30,514店

相互銀行	3,905店
信用金庫	5,857
商工組合中央金庫	93
信用組合	2,617
労働金庫	515
農林中央金庫	38
信農連・農協	17,489

これらの各種金融機関は、各々のもつ多くの店舗を活用して預金を集めたり、貸付たりしているのである。

次に全国銀行（都市、地方銀行）と郵便局の預金量の推移を示す。